

# 木造住宅を耐震改修される方は 事前に申請すると

最大 **135万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。			
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。） 西尾市が実施する 無料の耐震診断 の判定値が 1.0 未満の住宅			
対象工事	対象住宅の判定値を 1.0 以上かつ 0.3 加算した数値以上 とする 耐震改修工事（増築を伴うものを含みます。） 注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。 ※ 瓦屋根の耐風改修補助（屋根の全面葺き替え・補助額最大 552,000 円）は、一緒に受けることができます。その場合、屋根の工事費を耐震改修工事費に含むことはできません。			
	耐震改修の主な例		<p>交付<b>決定前</b>に <b>工事着手</b>してはいけません</p>	
※	<p>屋根の葺替え</p>	<p>基礎補強 (新設や打増し)</p>		<p>壁補強 (構造用合板)</p>
補助の額	耐震改修工事費の額で、最大 <b>135万円</b> （千円未満切捨て） / 代理受領制度を活用できます。			